



第2期鳥栖市子ども・
子育て支援事業計画

令和2年3月
鳥栖市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	2
(1) 子ども・子育て会議の設置	2
(2) アンケート調査の実施	2
(3) 国・県との連携	3
(4) パブリック・コメントの実施	3
5. 計画の進行管理および点検	3
第2章 統計からみる、鳥栖市の現状	4
1. 人口の動向	4
(1) 人口ピラミッド	4
(2) 人口の推移および将来推計	5
(3) 年齢3区分人口割合の推移および将来推計	6
(4) 第2期計画期間中の8歳以下各歳別人口推計	7
2. 合計特殊出生率の推移	8
3. 世帯数の推移	9
4. 経済状況および就業構造の変化	10
5. 未婚率の推移	10
第3章 計画の基本理念	11
1. 計画の基本理念	11
2. 計画の基本目標	11
3. 計画の体系	12
第4章 基本目標ごとの取り組み	13
基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	13
(1) 子どもと親の心身の健康の確保	13
(2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり	15
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり	17
(1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築	17
(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり	19
基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり	21
(1) 安心して子育てできる安全な環境づくり	21
(2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり	22

第5章 子ども・子育て支援事業計画	24
1. 見込み量の算出	24
2. 教育・保育提供区域の設定	26
3. 教育・保育施設の充実	27
(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策	27
(2) 教育・保育施設の事業計画	28
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実	33
(1) 利用者支援事業	33
(2) 地域子育て支援拠点事業	34
(3) 妊婦健康診査	36
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	36
(5) 養育支援訪問事業	37
(6) 子育て短期支援事業	37
(7) ファミリー・サポート・センター事業	38
(8) 延長保育事業	38
(9) 一時預かり事業	39
(10) 病児・病後児保育事業	41
(11) 放課後児童健全育成事業	42
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	46
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	46
5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	46
(1) 認定こども園の普及に関する考え方	46
(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進	46
(3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児に係る取り組みの連携	46
(4) 外国につながる幼児への支援	47
(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み	47
資料編	48
1. 計画策定経過	48
2. 鳥栖市子ども・子育て会議設置要綱	49
3. 鳥栖市子ども・子育て会議委員名簿	50
4. 家庭類型	51

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では少子化と共に高齢化が進行しており、将来的に労働力人口の減少による社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されています。若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、未婚率の上昇、晩婚化の進行、子育て世帯の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような課題に対応するため、国においては幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度より始まりました。

このことから、本市では、平成27年3月に「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し よろこび・温かみ・安心感のあるまち」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援に関する各種施策に取り組んできました。

この度、計画期間満了を受け、本市に存在する諸課題を改めて把握するとともにその解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念を継承し、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、子育てを支え合い、子どもたちが健やかに成長し、よろこび・温かみ・安心感のあるまちの実現に向けて計画を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、鳥栖市総合計画における子育て支援施策の分野別計画として、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた「鳥栖市地域福祉計画」や「鳥栖市障害者福祉計画」、「鳥栖市男女共同参画行動計画」、「うららトス21プラン」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

子育て支援に関する事業に従事する者、保護者、公募委員などから構成される「鳥栖市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しながら本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

(調査の目的)

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

(調査の対象)

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

(調査の方法)

就学前児童の保護者	郵送による配付・回収
小学生の保護者	郵送による配付・回収

(調査の期間)

平成31年1月11日～平成31年1月25日

(回収の結果)

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	1,000件	442件	44.2%
小学生の保護者	500件	226件	45.2%
計	1,500件	668件	44.5%

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

(4) パブリック・コメントの実施

令和2年1月20日から令和2年2月20日まで本計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

5. 計画の進行管理および点検

本計画における行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等を実施し、鳥栖市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

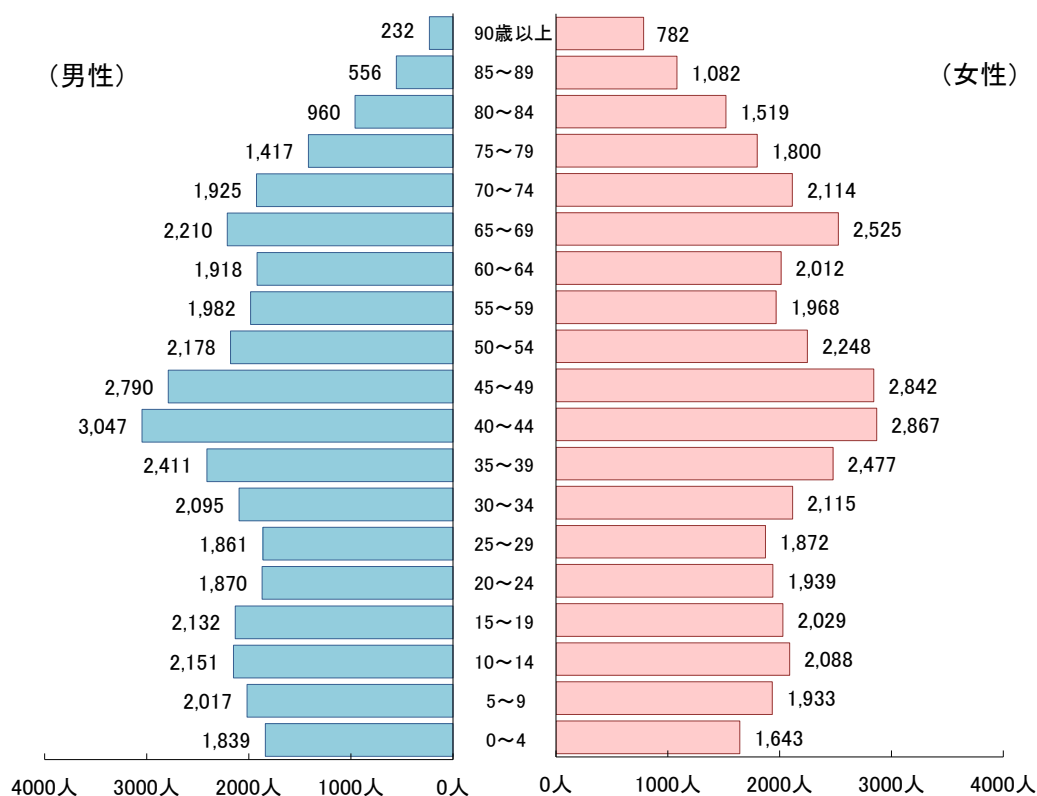
第2章 統計からみる、鳥栖市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男女ともに、40歳～44歳の人口が最も多いことが分かります。年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少し、25歳～29歳で底を打った後、若干人口が増加するものの、その後、再び減少に転じています。

図表 1 人口ピラミッド



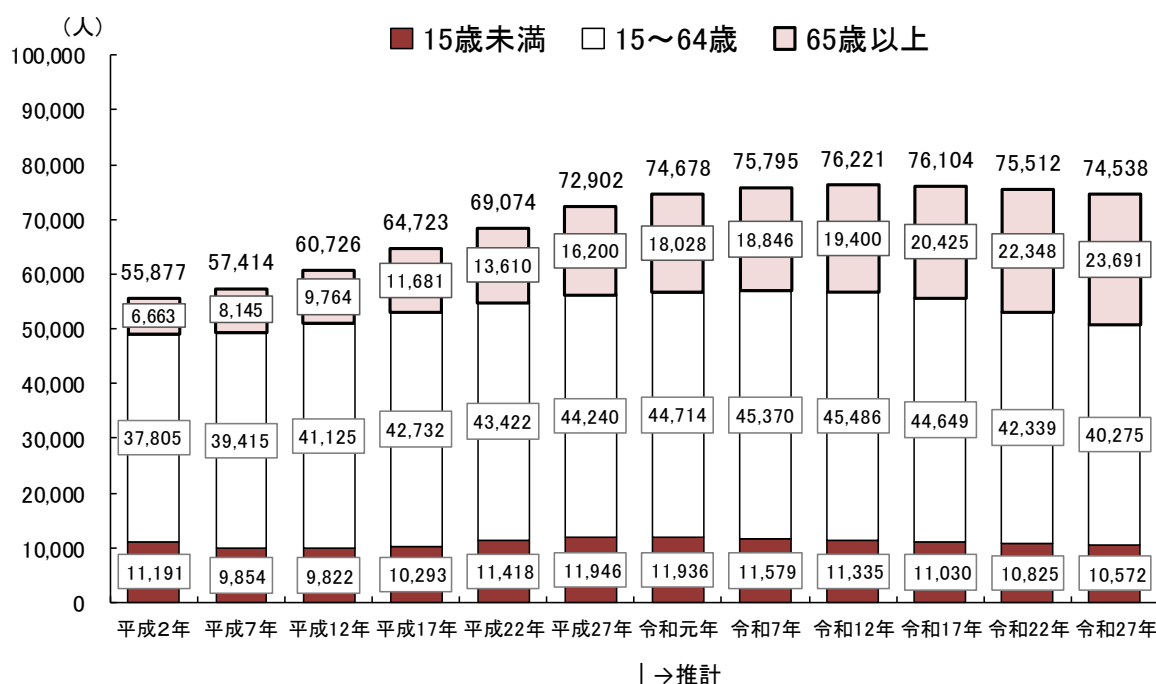
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

(2) 人口の推移および将来推計

本市の人口は、平成2年以降増加傾向にあります。増加率は年々低くなっています。また、15歳未満人口はほぼ横ばいなのに対し、65歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢化が進んでいることが見て取れます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後、令和12年まで人口増加傾向は継続しますが、その後、減少傾向に転じることが見込まれています。

図表 2 人口の推移及び将来推計



資料：国勢調査（各年10月1日時点 ※総数は年齢不詳の方を含む）
 ※令和元年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計より

(3) 年齢3区分人口割合の推移および将来推計

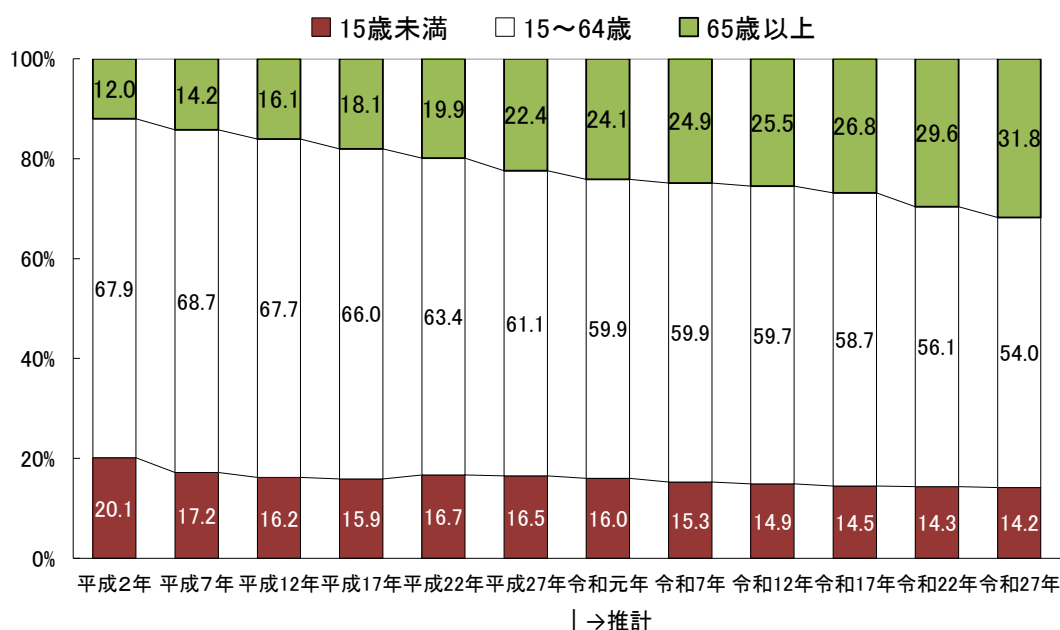
人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その内訳の推移をみると、平成2年では全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は12.0%であったものの、その後急速な高齢化が進行し平成27年には高齢化率が22.4%になっています。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、平成2年では20.1%であったのが、平成27年には16.5%まで低下しており、高齢化と同時に年少人口割合の減少が進行していることが分かります。

人口推計の結果、今後も高齢化は進行し、令和12年には高齢化率が25.5%となる見込みです。これは、本市の市民の4人に1人以上が高齢者になることを意味しています。その後も高齢化は進行し、令和27年には高齢化率が31.8%まで上昇し、本市の市民の3人に1人が高齢者になることが予想されています。

また、少子化の傾向についても、今後も緩やかに継続する見込みです。

図表 3 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計



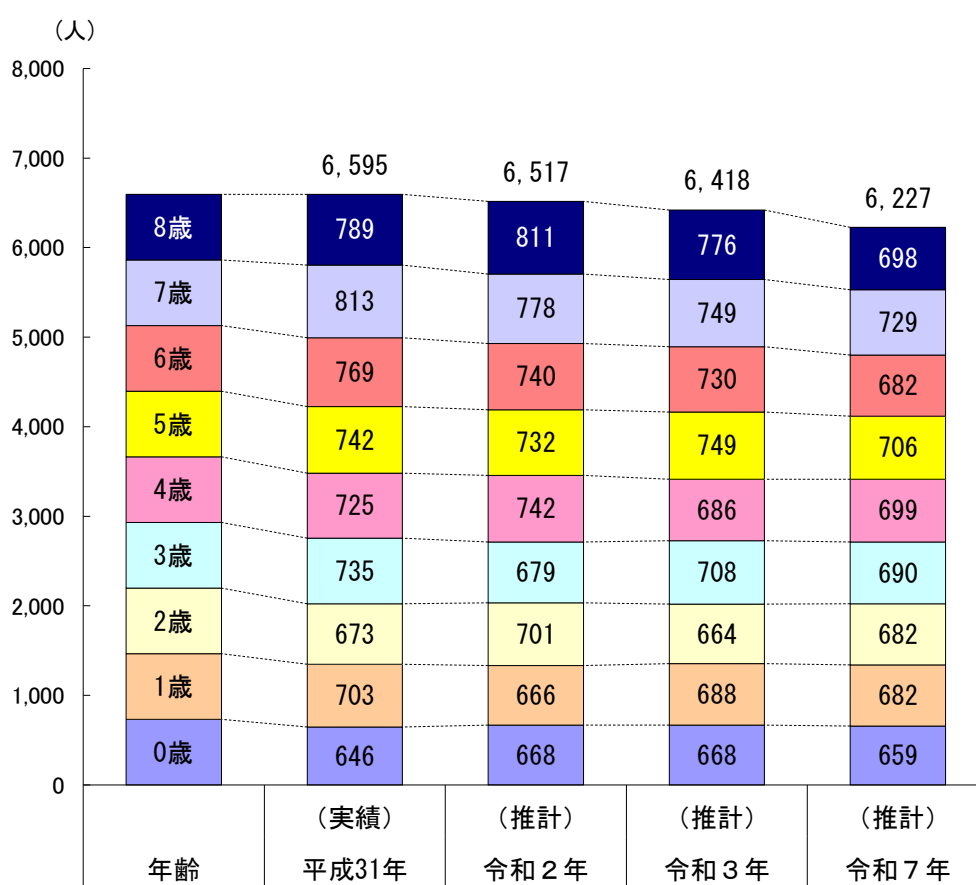
資料：国勢調査（各年10月1日時点 ※総数から年齢不詳の方を除いた割合）
 ※令和元年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計より

(4) 第2期計画期間中の8歳以下各歳別人口推計

各歳・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を実施しました。

8歳以下の人口の将来推計をみると、平成31年3月31日現在の人口は6,595人であったのが、6年後の令和7年には6,227人となることが推計されており、概ね横ばいに推移する見込みです。年齢によって多少傾向が異なるものの、第2期計画期間（令和2年度～令和6年度）に限定すれば、大幅な人口減の影響を想定する必要はありません。

図表 4 人口推計結果（8歳以下）



資料：各年の推計結果（住民基本台帳の人口実績より推計）

2. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

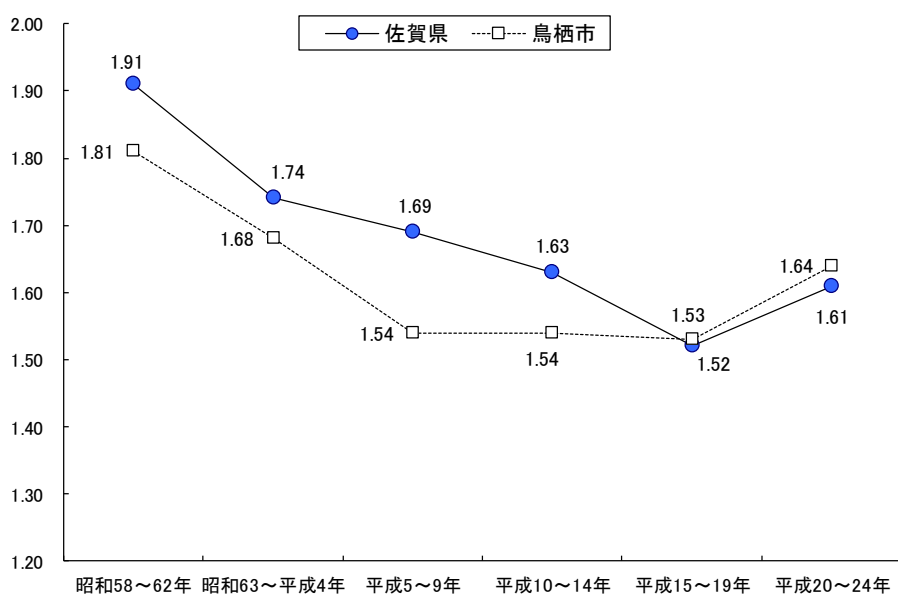
ベイズ推定とは、偶然変動等を抑えより安定性の高い指標とするために用いられる手法です。本市の人口規模では必ずしもこのような推定手法を用いる必要はありませんが、人口規模の少ない他自治体との比較が可能となるなど利点も多いことから、ベイズ推定値の推移をみることにします。

本市の合計特殊出生率はおおむね県平均と同様の傾向にありますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である2.07を大きく下回って推移しています。

本市の合計特殊出生率は、昭和58年から昭和62年では1.81であったのが、減少を続け、平成15年から平成19年では1.53まで低下しました。しかし、平成20年から平成24年では増加傾向に転じ、1.64となっています。

人口ピラミッドを見ると、今後も、出産が可能な女性（人口統計上15歳から49歳と定義）の総人口が減少していく見込みであることから、合計特殊出生率が今後も増加し続けたとしても、本市の出生数の減少傾向に歯止めがかかる見込みは薄く、合計特殊出生率を高める取り組みだけでは少子化対策として不十分であると言えます。

図表 5 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



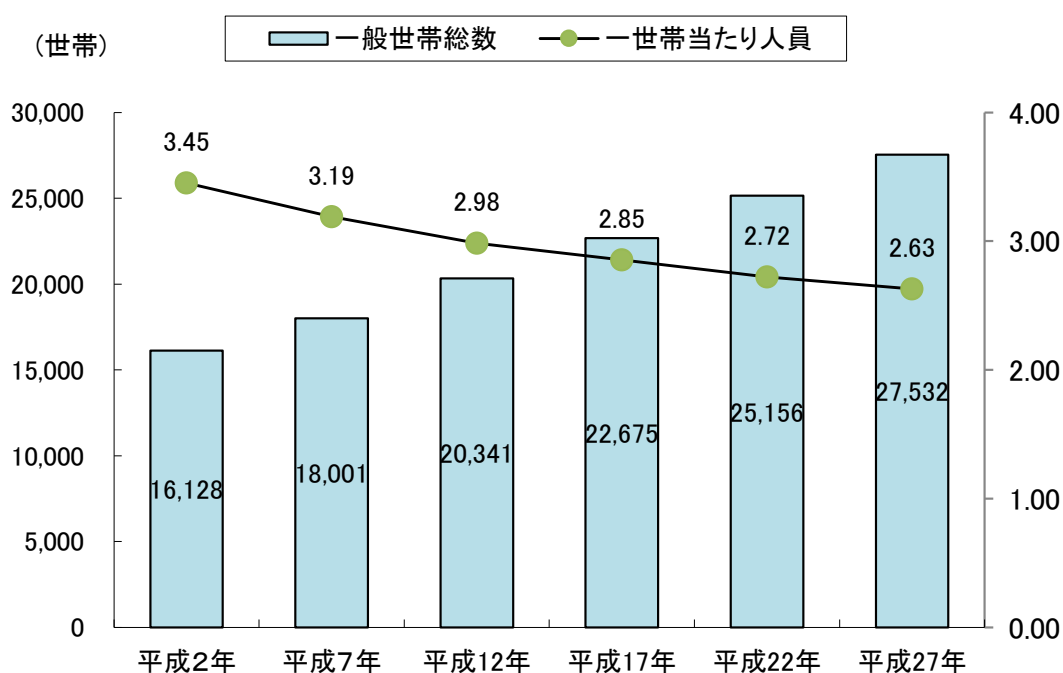
資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

3. 世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にあります。一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

子育て世帯についても、いわゆる核家族世帯が増加しています。悩みや心配事を相談する機会が少なくなり、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくくなることで、家庭内で孤立するリスクが年々高まることが考えられます。

図表 6 世帯の推移



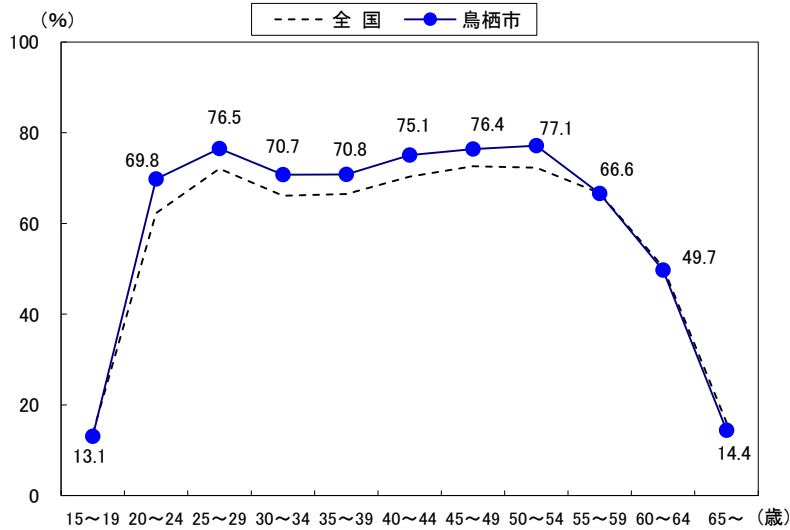
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

4. 経済状況および就業構造の変化

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

本市における女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）をみると、全国平均と比べて女性の労働率はやや高いものの、30歳から39歳の労働力人口割合が大きく落ち込んでいることが見て取れます。

図表 7 女性の年齢階層別労働力人口



資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日時点）

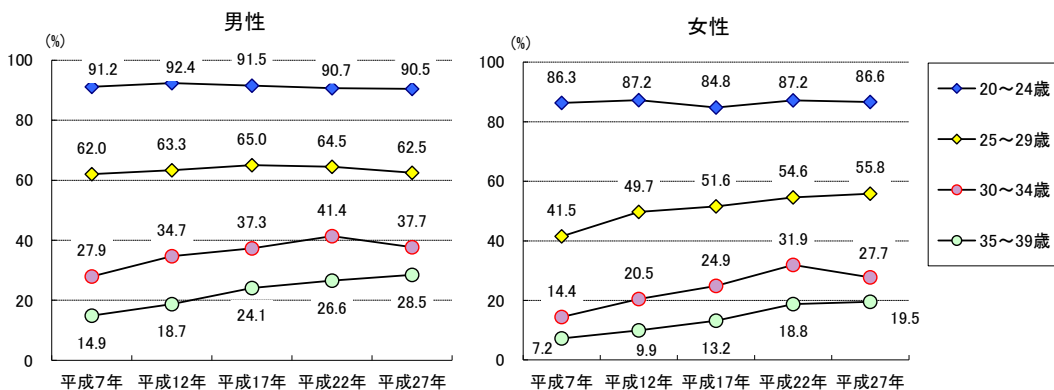
5. 未婚率の推移

本市における 20 歳～39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別にみると、25 歳以上ではおおむね未婚率が上昇していることがわかります。

特に、35 歳～39 歳の男性の未婚率は平成 7 年では 14.9%であったのが、平成 27 年には 28.5%になっています。

また、35 歳～39 歳の女性の未婚率も、平成 7 年では 7.2%であったのに対し、平成 27 年には 19.5%になっています。男女ともに、未婚化、晩婚化が進行していることがわかります。

図表 8 未婚率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

第6次鳥栖市総合計画における目指すべき将来都市像「住みたくなるまち鳥栖」および子育て支援に関する基本目標「共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち」を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画の基本理念を踏襲し、家庭を基本とした子育てを地域で支えあい、子どもの成長に喜びや生きがいとともに感じられる温かみや安心感のあるまちの実現のため、次のように基本理念を定めて計画を推進していきます。

[基本理念]

子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し
よろこび・温かみ・安心感のあるまち

2. 計画の基本目標

第1期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画は、下記に挙げる3項目の基本目標を掲げ推進しました。

平成30年の社会福祉法の一部改正に伴い、地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、第1期計画の体系を踏襲しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政のみならず、地域全体で解決していきます。

[基本目標]

1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
2. 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり
3. 子育て家庭を地域で支える環境づくり

3. 計画の体系

[基本理念]

子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し
よろこび・温かみ・安心感のあるまち

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

- (1) 子どもと親の心身の健康の確保
- (2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

- (1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

- (1) 安心して子育てできる安全な環境づくり
- (2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

(1) 子どもと親の心身の健康の確保

現状と課題

子どもの事故や病気に対して、保護者や周囲の人は、リスクや対処法を理解しておく必要があります。また、子どもの状態や環境を考慮して、事故や病気の予防や対策を行うことも重要です。

子どもの事故を防止するためには、保護者や周囲の人が配慮できることが多くあります。例えば、子どもを一人で家や車に残さないこと、チャイルドシートを活用すること、医薬品や洗剤やたばこなどを手の届くところに置かないこと、浴槽に水をためたままにしないことなどです。特に、たばこに関しては、乳幼児の誤飲事故の危険性があるだけでなく、妊娠中の胎児への様々な悪影響や乳幼児突然死症候群のリスクを高めていることがわかっています。また、妊娠中の母親の喫煙は胎盤剥離や早産、低体重出生の危険性があるため、正しい知識を持ち、十分な健康管理を行うことができるよう支援する必要があります。さらに、副流煙による健康被害を防ぐためにも、家族や周囲の人も、喫煙が及ぼす害について理解を深めておく必要があります。

子どもの病気を予防するためには、妊娠中から定期的に妊婦健康診査を受診し、妊娠中のトラブル予防や疾患の早期発見のための対策を行うことが重要です。また、出生後の定期健診と予防接種も、子どもの健康のために非常に重要です。

妊婦の風疹感染は乳児に先天性の疾患をもたらすことがわかっています。風疹に感染しないためには、母親はもちろんのこと、家族や近所の人、職場なども含めた周囲の人が正しい知識を持って予防に取り組むことができるよう、支援を進める必要があります。

近年では核家族化の進行などにより、様々な事情で妊娠・出産に対して親族を頼ることができない妊婦も少なからず存在します。妊娠中のトラブルや子どもの発育に関して誰にも相談できずに悩みを抱えている人も多く、母子の心身の健康状態に配慮できるよう、育児相談や訪問支援などのきめ細かな支援を継続して行う必要があります。

主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠中の母体と胎児の健康管理を行うため、母子健康手帳を交付します。	健康増進課
妊婦健康診査	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査受診票を14枚交付し、受診票に記載のある項目について無料で検査を行っています。貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの早期発見と予防のため、身体測定、血液、血圧、尿などの検査を実施します。	健康増進課

具体的な取組	内容	担当課
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付の際に受診票を配布し、問診・視診・むし歯・歯周病のチェックを無料で行います。	健康増進課
各種予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ●定期予防接種 子どもの定期予防接種を実施しています。対象年齢期間中は、指定の医療機関にて無料で受けることができます。 	健康増進課
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児健康診査 疾病等の早期発見と発育発達などについて、医療機関で健康診査を実施します。 ●1歳6か月児健康診査（1歳7か月児） 疾病等の早期発見と発育発達などについて、医師や歯科医師等による総合的な健康診査を実施します。 ●3歳児健康診査（3歳7か月児） 幼児期の心身の発達上最も重要な時期である3歳児に対し、医師、歯科医師等による総合的な健康診査を実施します。 	健康増進課
子育て支援総合コーディネーター	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情報発信力の向上に努めます。	こども育成課
子育ての悩みに関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター 市内10か所の子育て支援センターにて電話、メールおよび来所による相談を実施します。 ●家庭児童相談室 こども育成課内相談室にて相談員による児童の悩みごとの相談を実施します。 	こども育成課
	<ul style="list-style-type: none"> ●お住いの町 民生委員・児童委員による相談を実施します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相談を実施します。 ●母乳相談 助産師による個別の母乳相談を実施します。 ●栄養相談 管理栄養士による子どもの食に関する相談を実施します。 ●遊びの広場（きららルーム） 子どもと自由に遊ぶことができ、保護者同士の相談や交流の場となるような広場を提供します。 	健康増進課

(2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

現状と課題

子どもの発育や子育てに関する悩みを抱えつつも、誰にも相談することができないという人は少なからず存在します。

特に、妊娠中や産後において、何らかの事情で親や周囲の人を頼ることができない場合、パートナーの協力が得られにくい場合、子どもに発育の遅れや何らかの障害がある場合などは、子育てに関する悩みを誰に相談すれば良いのかわからず、自分で抱え込んでしまうことがあります。こうした状況が続けば、産後うつや場合によってはネグレクトや虐待などにもつながる可能性があります。

また、平成31年1月に実施した本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査でも、0歳から小学生までの子育て世帯の回答者のうち、3.9%が気軽に相談できる人（場所）が、いない（ない）と回答しています。核家族化や少子化が進行している中、妊娠、出産、子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で周囲の人や様々な関係機関が協力・支援を行い、子育て家庭の孤立を防ぐことが重要です。

妊娠・出産、子どもの発達に関する悩みは、普段からかかりつけ医を持ち、不安なことや気になることを相談しておくことも重要です。また、本市が実施する訪問支援などで子育て家庭の状況を把握し、適切な対応へとつなげる必要もあります。

主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
発達・障害に関する 相談支援	●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相談を実施します。	健康増進課
	●巡回相談 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所などを対象として、専門員による巡回相談を実施し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど地域における療育支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
	●児童発達支援事業所（ひかり園） 子どもの発達や不安についての相談を実施します。	
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、養育環境の把握や育児相談、子育てに関する情報提供を行います。 出産後の身体的・精神的負担を特に感じやすい時期に訪問することで、万が一、養育環境などに問題がある場合に早期に対応できるよう支援を行います。	健康増進課

具体的な取組	内容	担当課
サークル活動・ボランティア活動等支援	<p>子育て支援総合コーディネーターにおいて、子育てサークルやお話サークルを含む子育て支援関連機関へ情報提供をするとともに、交流会や研修会を開催しています。</p> <p>とす市民活動センター「クローバー」と連携を図りながら、活動を支援します。</p>	こども育成課
子育て支援総合コーディネーター（再掲）	<p>子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情報発信力の向上に努めます。</p>	こども育成課
子育ての悩みに関する相談支援（再掲）	<p>●子育て支援センター 市内10か所の子育て支援センターにて電話、メールおよび来所による相談を実施します。</p> <p>●家庭児童相談室 こども育成課内相談室にて相談員による児童の悩みごとの相談を実施します。</p>	こども育成課
	<p>●お住いの町 民生委員・児童委員による相談を実施します。</p>	社会福祉課
	<p>●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相談を実施します。</p>	健康増進課

基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

(1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築

現状と課題

平成30年に行われた総務省統計の「労働力調査」では、女性雇用者の数は2,946万人に達しており、働く女性の数は年々増加しています。平成31年1月に実施した本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査でも、0歳から小学生までの子育て世帯の回答者のうち、母親の71.0%がフルタイムもしくはパートタイムで就労しており、そのうち15.2%が育児休業中であると回答しています。

働きながら子育てをする女性が増えている一方、仕事と子育ての両立に悩む女性も多くいます。平成30年11月に発表された内閣府男女共同参画局の『第1子出産前後の女性の継続就業率』及び「出産・育児と女性の就業状況について」の調査報告書によると、第1子の出産を機に離職する女性の割合は46.9%と、依然として高い状況にあります。

仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境を実現するためには、職場や家族の理解と協力が必要です。労働者は原則として育児休業を取得できますが、本市のアンケート調査によると、母親の16.6%は育児休業を取得しなかったと回答しており、その理由として「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの回答が多くありました。一方で、育児休業を取得しなかった父親の大多数は「配偶者が育児休業制度を利用した」、「(配偶者が無職、親族にみてもらえるなどの理由で)利用する必要がなかった」と回答しています。

子育てと仕事の両立のための環境は、依然として厳しい状況にあり、育児休業制度の整備や多様な働き方の推進、様々なニーズに応えることのできる保育サービスの充実など、継続して支援を行っていく必要があります。

主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの推進	市ホームページなどで男女がともに仕事と家庭を担いあうワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や仕事と育児の両立支援に関する制度の紹介を行います。	市民協働推進課
待機児童等の解消	保育を必要とする子どもが、待機することなく保育所に入所できるよう、今後も継続してニーズに合った保育サービスの提供体制の拡充を図ります。	こども育成課
子育て支援総合コーディネーター(再掲)	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情報発信力の向上に努めます。	こども育成課

具体的な取組	内容	担当課
女性の就職支援	<p>●女性のための就職支援セミナー ハローワークやとす男女共同参画市民実行委員会と連携して就職支援セミナーを開催し、家事、育児に専念していた女性の再就職に向けて支援します。</p>	市民協働推進課
	<p>●女性のためのぷち起業セミナー とす男女共同参画市民実行委員会と連携してセミナーを開催し、自分に合った働き方を探したい女性に、趣味や特技などを活かした様々な働き方についての情報提供を行います。</p>	市民協働推進課
	<p>●鳥栖市就労支援センター（ジョブナビ鳥栖） 佐賀労働局と連携し、ひとり親家庭などの求職者へ就業相談、求人情報提供、就職活動に必要なサービスの提供により就職を支援します。</p>	商工振興課
産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設等の利用	<p>育児休業期間満了時から保護者の希望に合った教育・保育施設などが利用できるように入所申し込みなどを支援します。子育て支援総合コーディネーターの配置のほか、利用者支援事業の開始など、引き続き支援体制の推進・整備を図ります。</p>	こども育成課

(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

現状と課題

女性の社会進出と共働き世帯の増加に伴い、働き方や就労形態が多様化することで、保育に対するニーズも多様化しています。また、近所付き合いの希薄化や核家族化により、子どもを知り合いに預けたり、親を頼ったりすることができない保護者も増えています。このような場合、子どもの突然の病気やけがの際に保護者が仕事を休まざるを得ないなど、子育てと仕事を両立させることが困難になることもあります。

待機児童等の解消や保育所の整備などのほか、一時預かり事業、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどのサービスを充実させ、多様化するニーズに対応する必要があります。

主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
教育・保育・子育てに係る保護者の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当 中学校終了前までの子どもを養育する保護者に対し、手当を支給します。 ●児童扶養手当 18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭に対し、手当を支給します。 ●子どもの医療費助成 通院医療費助成を中学生まで拡充するとともに、18歳までの児童の入院医療費助成を実施します。 ●ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の20歳未満の児童を養育している親および18歳までの児童の医療費助成を実施します。 ●幼児教育・保育の無償化 保育所、幼稚園、認定こども園等の教育（満3歳以上）・保育（3歳児以上）に係る利用者負担額の無償化を実施します。 制度の保護者への周知及び施設との連携を図り、適正かつ円滑な実施に努めます。 	こども育成課
多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実	<p>多様化する保育ニーズに対応できるよう、様々な教育・保育・子育て支援サービスを実施しています。 今後も、ニーズに合わせて柔軟な対応ができるよう、引き続き充実を図ります。</p> <p>（実施中の各種事業・サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業施設 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・子育て短期支援事業 ・病後児保育事業 ・児童センター ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ・放課後児童健全育成事業 ・妊産婦家事育児支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 など 	こども育成課

具体的な取組	内容	担当課
認定こども園の普及	既存の幼稚園から認定こども園への移行を推進しています。教育・保育の一体的な提供と保育供給量の拡大のため、今後も継続して推進します。	こども育成課
児童の健全な育成のための遊びや生活の場の提供	市内の全小学校に放課後児童クラブを開設し、放課後に保護者が留守の家庭について、児童が安心して過ごす場を提供します。 児童の健全な育成を図るため、今後も継続して放課後の遊びや生活の場の整備に努めます。	生涯学習課
幼児教育・保育と小学校との連携	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校による幼保小連絡協議会の定期的開催により、相互理解を深めながら情報連携を図ります。 保育所による放課後児童クラブの運営や教育・保育施設と連携した養育支援訪問事業を継続し、今後も連携強化に取り組みます。	学校教育課 こども育成課

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

(1) 安心して子育てできる安全な環境づくり

現状と課題

すべての子育て家庭が安心して子育てをするためには、家庭での適切な養育だけでなく、周囲のサポートや見守りなどが必要です。

子育て家庭においては、幼稚園や保育所などを利用している、していないにかかわらず、様々な場面でサポートが必要なことがあり、保護者自身がサポートを得たいと感じることもあります。

平成31年1月に実施した本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査からは、周囲のサポートが得られずに仕方なく子どもに留守番をさせた方や親族・知人にみてもらえたとしても、非常に困難を感じた方がいることが見て取れます。

安心して子育てできる環境を実現するためには、地域のみなさんが子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。さらには、家庭、学校、地域、各団体が連携をとり、子育て家庭を見守る体制を整える必要があります。また、安全面では子どもの事故等を防止するための配慮が必要となり、保育サービスの質の向上も重要です。

主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	利用会員（子育ての応援をしてほしい方）と協力会員（子育ての応援をしてくださる方）との相互援助活動を調整支援します。 多様なニーズに応えるために周知活動に努め、協力会員の拡充を図ります。また、会員の養成講座および子どもの安全のための研修も実施します。	こども育成課
妊産婦家事・育児支援事業	鳥栖市シルバー人材センターと連携し、産前産後の家事・育児のサポートの利用料を一部助成します。	こども育成課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援のため、親子の交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談、援助、地域の子育て支援情報の提供、子育てに関する各種イベントの開催、子育てサークルの活動支援なども実施しています。市内の各小学校区で実施しており、今後も利用者の交流や相談の場として、継続して事業を実施します。	こども育成課
教育・保育の質の向上	保育所および認定こども園は県と、地域型保育施設および認可外保育施設は公立保育園と連携して実施指導を毎年実施し、質の向上に努めます。なお、認可外保育施設については幼児教育・保育の無償化の対象となることも踏まえ、指導監督基準の適合について助言し、制度の適正化に努めます。	こども育成課
保育士等の確保策の推進	県、佐賀県保育士・保育所支援センター、ハローワークと連携のもと、求人募集や集団面接会の開催および施設の参加支援に取り組みます。 保育士等の養成行方高等教育機関などとの連携を取るなど、保育士等の確保に積極的に取り組みます。	こども育成課 生涯学習課

(2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

現状と課題

心身の障害によって、日常生活や社会生活で活動の制限や制約を受けている子どもに対して、家庭はもちろん、地域で安心して暮らすことのできる環境をつくる必要があります。

行政からの公的サービスや支援のほかに、本人や家族に対する周囲の配慮が自然に行き届くような雰囲気をつくることも重要です。そのためには、生活環境の整備や市民への啓発はもちろんのこと、教育の場において、障害に対する正しい知識を持ち、理解を深めるための支援を行うことも重要です。

障害には、身体的障害のように目に見える障害のほか、内部機能障害や知的障害、難病、自閉症スペクトラム障害（ASD）や 注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）といった発達障害などもあります。

また、病院で診断が出ない、いわゆる「気になる」段階の子どもの保護者は、周囲の理解を得にくい、相談する先がわからずに孤立しがちであるなど、支援が行き届きにくい場合があります。

さらには、子どもの人権を侵害するようなことはあってはならないことですが、差別やいじめなどの認知件数は年々増加傾向にあります。

行政、家庭、地域、保育、教育が連携しながら、障害に対しての理解を深めるとともに、子どもやその家族が孤立しないよう、相談先や支援体制を周知することが重要です。

また、児童虐待についても認知件数は年々増加傾向にあります。虐待は、子どもの命にかかわる重大な違法行為です。周囲の人や行政は、親や子どもが孤立しないように支援するほか、家庭内の事情をできる限り把握し、虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制を整えておく必要があります。

主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業で、児童や保護者に対して養育支援が必要と判断された場合、保健師等が個別に家庭訪問を実施し、母子の健康状態の把握や相談・助言を行っています。 医療機関や保健福祉事務所、児童相談所との連携を図りつつ、今後も迅速かつ適切な対応に努めます。	健康増進課
障害児施策	保育所において、発達に遅れのある児童を受け入れ、心身の発達を促します。 さらに、多くの保育所や幼稚園などで障害のある児童の受け入れが可能となるようにひかり園などで行う研修を通じて、職員の資質向上と保育内容の充実を図ります。	こども育成課 社会福祉課

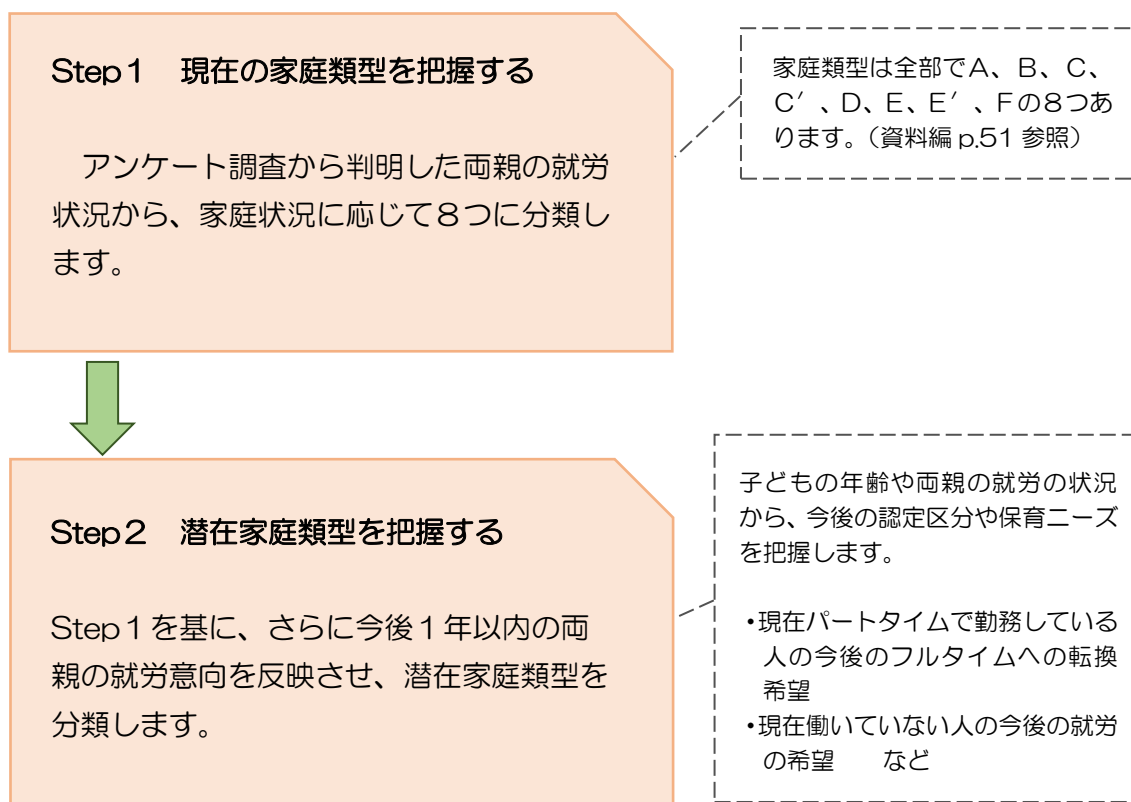
具体的な取組	内容	担当課
発達・障害に関する 相談（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相談を実施します。 	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回相談 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所などを対象として、専門員による巡回相談を実施し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど地域における療育支援体制の充実を図ります。 ●児童発達支援事業所（ひかり園） 子どもの発達や不安についての相談を実施します。 	社会福祉課
ひとり親家庭への 支援	<p>児童扶養手当の支給や医療費の助成、就職支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業のなどを実施し、ひとり親家庭の経済的安定を図っています。</p> <p>今後は、収入や就業形態の改善、子育てとの両立の支援など、各家庭の生活状況に応じた支援・相談体制の強化に取り組みます。</p>	こども育成課
児童虐待の防止	<p>要保護児童等対策地域協議会実務者会議を開催し、関係機関との連携、情報共有を図るとともに、虐待の予防・早期発見に努めています。</p> <p>一時保護が必要な児童については、児童相談所と連携を図り、対応しています。</p> <p>今後も関係機関との連携を図りながら、県などが主催する研修会に参加し、職員の専門性の向上を図ります。</p>	こども育成課 学校教育課
子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病や経済的理由等で家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設などで短期間の保護・養育を実施します。</p>	こども育成課
地域子育て支援拠点 事業（再掲）	<p>地域の子育て支援のため、親子の交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談、援助、地域の子育て支援情報の提供、子育てに関する各種イベントの開催、子育てサークルの活動支援なども実施しています。</p> <p>市内の各小学校区で実施しており、今後も利用者の交流や相談の場として、継続して事業を実施します。</p>	こども育成課

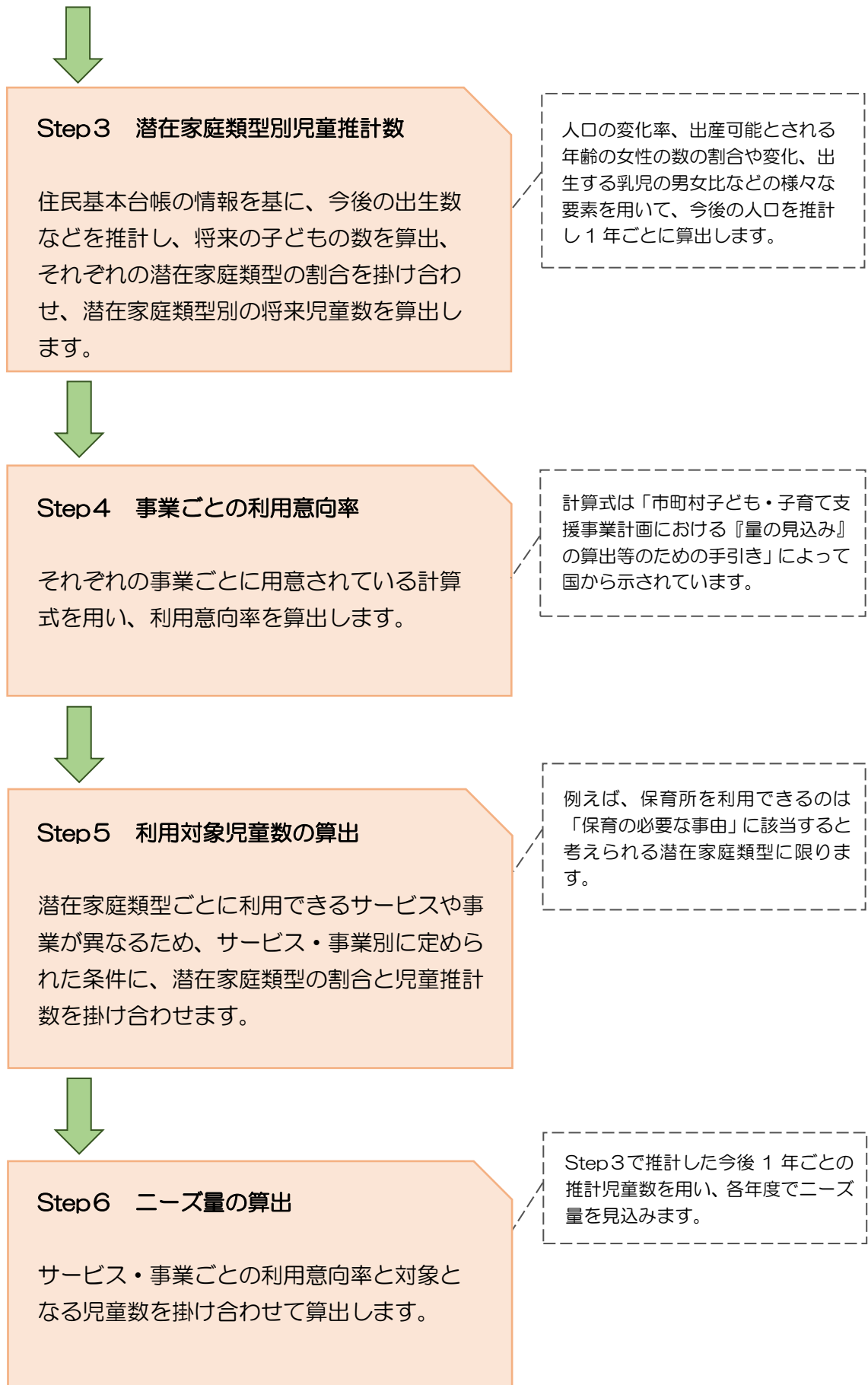
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 見込み量の算出

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を計算します。

本市の見込み量は基本的に国の手引きに準じ前項 Step1 から Step6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に関するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。





2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、いわゆる平成の大合併で周辺自治体と合併しておらず生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするためなどの理由から、市全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施することとしました。

また、地域子育て支援拠点事業と放課後児童クラブに関しては、多くの場合で居住地の近くを利用することや学校区ごとに利用される点を考慮して、小学校区ごとに見込み量を算出しています。

図表 9 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	保育所（園）・幼稚園・認定こども園	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 ¹ 、事業所内保育	
	その他	企業主導型保育（地域枠）	
地域子ども・子育て支援事業	（1）利用者支援事業		市全域
	（2）地域子育て支援拠点事業		小学校区
	（3）妊婦健康診査		市全域
	（4）乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	（5）養育支援訪問事業		市全域
	（6）子育て短期支援事業		市全域
	（7）ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	（8）延長保育事業		市全域
	（9）一時預かり事業		市全域
	（10）病児・病後児保育事業		市全域
	（11）放課後児童クラブ		小学校区
	（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

¹ 鳥栖市では現在、居宅訪問型保育事業は実施していません。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

① 本市の考え方

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、需要量（ニーズ量）の見込みに対し供給可能な量²に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、令和2年度から令和6年度の5か年で計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、需要量の変動が予想されるため、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、地域型保育事業など、新たな確保方策を検討し、待機児童の解消を図ります。

② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、3つの区分があります。

図表 10 本市における保育認定区分

認定区分	対象者（子ども）	利用対象施設
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業所

² 「供給可能な量」とは、確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたものです。

(2) 教育・保育施設の事業計画

① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート調査	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	523	521	506	509	505
供給可能な量 ^②	665	665	665	665	665
^② -1	369	369	369	369	369
^② -2	268	268	268	268	268
^② -3	28	28	28	28	28
過不足 ^② - ^①	142	144	159	156	160

②-1：市内教育・保育施設（確認を受ける幼稚園、認定こども園）

②-2：市内確認を受けない施設（確認を受けない幼稚園）

②-3：市外教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

1号認定は、確保提供数に不足は生じていないことから、引き続き既存の市内幼稚園（5園）、認定こども園（3園）にて供給します。

② 2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、幼稚園を利用していると回答した人

【ニーズ量】

年 度	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^㉑	497	495	480	483	479
供給可能な量 ^㉒	497	495	480	483	479
^㉒ -1	278	278	278	278	278
^㉒ -2	207	205	190	193	189
^㉒ -3	12	12	12	12	12
過不足 ^㉒ - ^㉑	0	0	0	0	0

㉒-1：市内教育・保育施設（確認を受ける幼稚園、認定こども園）

㉒-2：市内確認を受けない施設（確認を受けない幼稚園）

㉒-3：市外教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

2号認定（幼稚園を希望する人）は、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している施設にて供給します。市内幼稚園（5園）、認定こども園（3園）は全園にて一時預かり事業（幼稚園型）を実施していることから、引き続き既存の園にて供給します。

③ 2号認定Ⅱ（保育所・認定こども園）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、保育所・認定こども園を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^㉑	1,142	1,136	1,102	1,109	1,101
供給可能な量 ^㉒	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204
^㉒ -1	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
^㉒ -2	20	20	20	20	20
^㉒ -3	7	7	7	7	7
過不足 ^㉒ - ^㉑	62	68	102	95	103

㉒-1：市内教育・保育施設（保育所、認定こども園）

㉒-2：企業主導型保育施設の地域枠

㉒-3：市外教育・保育施設（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

2号認定（幼稚園を希望する人以外）は、確保提供数に不足は生じていないことから、引き続き既存の市内保育所（17園）、認定こども園（3園）、企業主導型保育施設の地域枠にて供給します。

④ 3号認定Ⅰ（0歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、保育所・認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み①	296	296	295	294	293
供給可能な量②	251	254	260	278	293
②-1	226	226	226	244	259
②-2	12	15	21	21	21
②-3	12	12	12	12	12
②-4	1	1	1	1	1
過不足②-①	-45	-42	-35	-16	0

②-1：市内教育・保育施設（保育所、認定こども園）

②-2：市内地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）

②-3：企業主導型保育施設の地域枠

②-4：市外教育・保育施設（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

3号認定（0歳児）は、既存の市内保育所（17園）、認定こども園（3園）、地域型保育事業所（6園）、企業主導型保育施設の地域枠にて引き続き供給します。しかしながら、ニーズ量が確保提供数を上回ることが見込まれており、不足分については既存認可施設の増改築などによる定員増及び地域型保育事業施設の新規開設により供給量の確保に努めます。

⑤ 3号認定Ⅱ（1・2歳児）

3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	1・2歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、保育所・認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年 度	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^㉑	791	823	837	835	833
供給可能な量 ^㉒	706	722	754	794	833
^㉒ -1	623	623	623	663	702
^㉒ -2	47	63	95	95	95
^㉒ -3	31	31	31	31	31
^㉒ -4	5	5	5	5	5
過不足 ^{㉒-㉑}	-85	-101	-83	-41	0

- ㉒-1 : 市内教育・保育施設（保育所、認定こども園）
- ㉒-2 : 市内地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）
- ㉒-3 : 企業主導型保育施設の地域枠
- ㉒-4 : 市外教育・保育施設（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

3号認定（1・2歳児）は、既存の市内保育所（17園）、認定こども園（3園）、地域型保育事業所（6園）、企業主導型保育施設の地域枠にて引き続き供給します。しかしながら、3号認定（0歳児）と同様にニーズ量が確保提供数を上回ることが見込まれており、不足分については既存認可施設の増改築などによる定員増及び地域型保育事業施設の新規開設により供給量の確保に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、市区町村などの窓口や保健センター等で、妊娠・出産や母子の健康、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービス、母子健康サービスに関する情報提供や利用支援などを行うものです。

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会的資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

【二一ス量】

(か所)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型 特定型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

(か所)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

【確保の方策】

基本型として鳥栖市役所こども育成課において、子育て支援総合コーディネーターなどの支援員により子育て世帯の相談に応じ、各種制度や行事の情報提供を行います。また、子育て支援関連機関へも情報提供を行い、情報の共有や連携強化に努めます。

母子保健型として鳥栖市保健センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、保健師・助産師等が、関係各課及び地域での子育て支援を実施する団体等との連携に努め、包括的な支援を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。子育てについての相談、情報提供、助言、子育て支援に関する講習など、様々な支援を行っています。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	「地域子育て支援拠点事業」について 現在利用している人および、今後利用したい人および、 今後利用回数を増やしたい人

【ニーズ量】

年 度	(人回)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	22,636	22,472	22,694	22,649	22,578
供給可能な量 ^②	22,636	22,472	22,694	22,649	22,578
	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【鳥栖小学校区】

年 度	(人回)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	8,276	8,216	8,297	8,281	8,255
供給可能な量 ^②	8,276	8,216	8,297	8,281	8,255
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【鳥栖北小学校区】

年 度	(人回)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	3,130	3,107	3,138	3,132	3,122
供給可能な量 ^②	3,130	3,107	3,138	3,132	3,122
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【田代小学校区】

年 度	(人回)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,570	1,559	1,574	1,571	1,566
供給可能な量 ^②	1,570	1,559	1,574	1,571	1,566
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【弥生が丘小学校区】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	3,874	3,846	3,884	3,876	3,864
供給可能な量 ^②	3,874	3,846	3,884	3,876	3,864
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【若葉小学校区】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	736	731	738	736	734
供給可能な量 ^②	736	731	738	736	734
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【基里小学校区】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	2,044	2,029	2,049	2,045	2,039
供給可能な量 ^②	2,044	2,029	2,049	2,045	2,039
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【麓小学校区】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,211	1,202	1,214	1,212	1,208
供給可能な量 ^②	1,211	1,202	1,214	1,212	1,208
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【旭小学校区】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,795	1,782	1,800	1,796	1,790
供給可能な量 ^②	1,795	1,782	1,800	1,796	1,790
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足 ^{③-①}	0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成28年度に若葉小学校区、平成29年度に基里小学校区に設置したことにより、目指していた小学校区1校区に1か所の設置となりました。鳥栖市社会福祉協議会子育て支援センター（鳥栖小学校区）と各社会福祉法人の子育て支援センターにおいて、引き続き保護者の交流の場を確保し、子育てについての相談、助言を行います。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進や妊娠の経過が順調かを知るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する事業です。

また、必要に応じて妊娠期間中の適時に医学的検査も実施します。

【二一ズ量】

年 度	(人回)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み [㉠]	7,416	7,420	7,397	7,375	7,347
供給可能な量 [㉡]	7,416	7,420	7,397	7,375	7,347
過不足 [㉢] － [㉠]	0	0	0	0	0

【確保の方策】

佐賀県、福岡県、長崎県の医師会に所属している医療機関での個別健診を実施します。健診回数の上限は14回となります。

妊婦の疾病予防等の早期発見、早期治療による母子の安心安全な出産のため、今後も引き続き受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に健診の必要性の説明や制度の周知を行い、受診率の維持に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

【二一ズ量】

年 度	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み [㉠]	668	668	666	664	662
供給可能な量 [㉡]	668	668	666	664	662
過不足 [㉢] － [㉠]	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後とも、乳児がいるすべての家庭への訪問を行うため、訪問の趣旨等について、母子健康手帳の交付時等に、より丁寧な説明に努め、対象者への周知を図っていきます。

乳児や保護者の状況把握や特に支援が必要なケースの早期発見を図るため、助産師・保健師といった専門家が訪問を行います。

専門性を高めるために、職員の研修をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら、適切なサービス提供に努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後うつ病、育児不安等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、当該居宅において保健師等が具体的な養育に関する指導助言等を行ない、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【ニーズ量】

年 度	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み①	407	402	396	393	388
供給可能な量②	407	402	396	393	388
過不足③-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

養育支援が特に必要な家庭の把握に努め、庁内の関係部署や医療機関等と連携することで円滑に事業を実施します。

事業内容の周知に努め、養育支援が必要な家庭、特に育児不安等が強い保護者について、継続した支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期入所（ショートステイ）事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ（夜間入所）事業があります。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」「留守番」と回答した人および「親族・知人にみてもらった」人のうち「非常に困難」「どちらかという困難」と回答した人

【ニーズ量】

年 度	(人日)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み①	35	35	35	35	35
供給可能な量②	35	35	35	35	35
過不足③-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

緊急のニーズにも対応できるように児童養護施設及び乳児院と連携を図り、引き続き必要な入所保護を行います。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方について「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

【ニーズ量】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	669	669	669	669	669
供給可能な量 ^②	669	669	669	669	669
過不足 ^③ - ^①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

鳥栖市社会福祉協議会内の鳥栖市ファミリー・サポート・センターにおいて、引き続き相互援助の支援を行います。また、多様なニーズに応えるためには援助ができる協力会員の拡充が必要となることから、周知活動にも努めるとともに、会員の養成講座および子どもの安全のための研修も実施します。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子供について、保育所、認定こども園等の通常の開所日、開所時間以外の日や時間帯において、保育を実施する事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	1,011	1,005	994	996	990
供給可能な量 ^②	1,011	1,005	994	996	990
過不足 ^③ - ^①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

延長保育は市内保育施設全園において実施しており、引き続き必要とする保育所入所児童へ適切に事業を行います。また、事業を実施するためには継続した保育士の確保が必要となることから、保育士確保策の推進にも努めます。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の疾病等にも対応しています。

① 一時預かり（幼稚園型）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

【ニーズ量の算出方法】

（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート調査	今後、「幼稚園」「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」「預かり保育」を利用していると回答した人

（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

【ニーズ量】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^㉑	50,716	50,480	48,949	49,256	48,879
供給可能な量 ^㉒	50,716	50,480	48,949	49,256	48,879
過不足 ^㉓ － ^㉑	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり（幼稚園型）は市内幼稚園、認定こども園全園において実施しており、引き続き必要とする在園児童へ適切に事業を行います。

② 一時預かり（その他）

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	不定期事業を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^①	3,800	3,767	3,892	3,867	3,864
供給可能な量 ^②	3,800	3,767	3,892	3,867	3,864
過不足 ^② － ^①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり（その他）は、市内保育所（8園）、認定こども園（1園）、地域型保育事業（1園）において実施しており、引き続き必要とする家庭へ適切に事業を行います。しかしながら、令和元年度は保育士不足により事業を休止した施設もあることから、保育士確保策の推進にも努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児および病後児の一時的な保育等を行う事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させた」と回答した人および、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

年 度	(人日)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	25	25	30	30	30
供給可能な量 [Ⓑ]	25	25	30	30	30
過不足 ^{Ⓑ-Ⓐ}	0	0	0	0	0

【確保の方策】

市内保育所(1園)、企業主導型保育施設(1園)において病後児保育を引き続き行います。病気の回復期に至らない子どもを対象とした病児保育についても、核家族世帯の増加により利用意向が高まっていることから、事業開始を目指します。

(11) 放課後児童健全育成事業

① 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」と回答した人

【ニーズ量】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	1,196	1,174	1,135	1,114	1,084
1年生	265	263	266	245	253
2年生	279	270	261	269	244
3年生	291	280	266	262	263
4年生	117	119	113	108	106
5年生	124	117	115	112	107
6年生	120	125	114	118	111
供給可能な量 [Ⓑ]	820 19か所	1,060 25か所	1,206 29か所	1,206 29か所	1,206 29か所
過不足 ^{Ⓑ-Ⓐ}	-376	-114	71	92	122

【鳥栖小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み [Ⓐ]	162	160	159	157	164
1年生	36	36	37	35	38
2年生	38	37	37	38	37
3年生	39	38	37	37	40
4年生	16	16	16	15	16
5年生	17	16	16	16	16
6年生	16	17	16	16	17
供給可能な量 [Ⓑ]	98 2か所	138 3か所	178 4か所	178 4か所	178 4か所
過不足 ^{Ⓑ-Ⓐ}	-64	-22	19	21	14

【鳥栖北小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み ^㉑	176	176	170	169	168
1年生	39	39	40	37	39
2年生	41	41	39	41	38
3年生	43	42	40	40	41
4年生	17	18	17	16	16
5年生	18	17	17	17	17
6年生	18	19	17	18	17
供給可能な量 ^㉒	90	130	170	170	170
	2か所	3か所	4か所	4か所	4か所
過不足 ^㉓ - ^㉑	-86	-46	0	1	2

【田代小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み ^㉑	176	175	170	167	165
1年生	39	39	40	37	39
2年生	41	40	39	40	37
3年生	43	42	40	39	40
4年生	17	18	17	16	16
5年生	18	17	17	17	16
6年生	18	19	17	18	17
供給可能な量 ^㉒	82	122	162	162	162
	2か所	3か所	4か所	4か所	4か所
過不足 ^㉓ - ^㉑	-94	-53	-8	-5	-3

【弥生が丘小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み ^㉑	193	178	155	141	124
1年生	43	40	36	31	29
2年生	45	41	36	34	28
3年生	47	42	36	33	30
4年生	19	18	15	14	12
5年生	20	18	16	14	12
6年生	19	19	16	15	13
供給可能な量 ^㉒	166	166	166	166	166
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足 ^㉓ - ^㉑	-27	-12	11	25	42

【若葉小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み [㉠]	90	88	82	83	80
1年生	20	20	19	18	19
2年生	21	20	19	20	18
3年生	22	21	19	20	19
4年生	9	9	8	8	8
5年生	9	9	9	8	8
6年生	9	9	8	9	8
供給可能な量 [㉢]	76 2か所	116 3か所	116 3か所	116 3か所	116 3か所
過不足 [㉢] - [㉠]	-14	28	34	33	36

【基里小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み [㉠]	82	79	80	82	80
1年生	18	18	19	18	19
2年生	19	18	18	20	18
3年生	20	19	19	19	19
4年生	8	8	8	8	8
5年生	9	8	8	8	8
6年生	8	8	8	9	8
供給可能な量 [㉢]	46 1か所	86 2か所	86 2か所	86 2か所	86 2か所
過不足 [㉢] - [㉠]	-36	7	6	4	6

【麓小学校区】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量の見込み [㉠]	136	139	140	141	134
1年生	30	31	33	31	31
2年生	32	32	32	34	30
3年生	33	33	33	33	33
4年生	13	14	14	14	13
5年生	14	14	14	14	13
6年生	14	15	14	15	14
供給可能な量 [㉢]	84 3か所	124 4か所	150 5か所	150 5か所	150 5か所
過不足 [㉢] - [㉠]	-52	-15	10	9	16

【旭小学校区】

年 度	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^㉑	181	179	179	174	169
1年生	40	40	42	38	39
2年生	42	41	41	42	38
3年生	44	43	42	41	41
4年生	18	18	18	17	17
5年生	19	18	18	18	17
6年生	18	19	18	18	17
供給可能な量 ^㉒	178	178	178	178	178
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足 ^㉓ － ^㉑	-3	-1	-1	4	9

【確保の方策】

令和元年度現在8小学校区で、公設民営(運営主体:鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会)16クラブ、民設民営(運営主体:社会福祉法人)3クラブ、計19クラブを開設しています。

放課後児童クラブの受入対象を小学校3年生以下から6年生までに拡大し、待機児童が発生しています。また、高学年は、夏休み等の長期休暇のみの利用が増加しています。

放課後児童クラブの増設と、学校施設等を活用した、長期休暇期間の臨時放課後児童クラブの増設などを進めていきます。

② 放課後子ども教室

保護者の就労に関わらず、すべての小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び土曜日・長期休暇中に、地域にすむ指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域で子どもを見守り、心身ともに健やかな成長を促進する事業です

【ニーズ量】

年 度	(実施校区数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込み ^㉑	8	8	8	8	8
供給可能な量 ^㉒	8	8	8	8	8
過不足 ^㉓ － ^㉑	0	0	0	0	0

【確保の方策】

各小学校区にあるまちづくり推進センター事業として全てで実施しています。

学校施設内で放課後子ども教室を開催するなどの取り組みにより、放課後児童クラブとの一体的な、又は連携による実施を目指し、一層の充実を図っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得であるため生計が困難である世帯にいる子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、子どものすこやかな成長を支援する事業です。

また、令和元年度10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収360万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が免除されるため、新制度未移行幼稚園の利用者の該当世帯についても副食費の支給を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後の保育ニーズに応じて検討し、取り組みを推進します。

5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校との間で、幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、幼保小の連携を強化します。

地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたっては、地域の教育・保育施設との連携も踏まえた事業の実施に取り組みます。

(3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児に係る取り組みの連携

乳幼児期の発達には連続性を有するものであることや保護者の安心感を確保するため、地域型保育事業を利用する3歳未満の子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用することができるよう、市内教育・保育施設利用の確保と施設間の情報連携を推進します。

(4) 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、本市においても、海外から帰国した幼児や外国人の幼児が増えています。本市に居住する、外国につながる幼児とその家族のニーズを適切に把握し、これらの幼児が幼稚園、保育所、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者に対しては就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を、事業者に対しては研修の実施等の支援を行います。

(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市では、保育所および認定こども園は県と、地域型保育施設および認可外保育施設は公立保育園と連携して実施指導を毎年実施し、質の向上を図っています。

保育者の専門性の向上のため、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う専門員の配置に取り組みます。

資料編

1. 計画策定経過

年	月日	会議名等	議題
平成30年	12月10日(月)	平成30年度第1回 鳥栖市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長、副会長選出 ・子ども・子育て支援新制度について ・第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成31年1月11日(金)～ 平成31年1月25日(金)		子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施	
平成31年	3月28日(木)	平成30年度第2回 鳥栖市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・平成31年度子ども・子育て支援事業実施予定について
令和元年	8月2日(金)	令和元年度1回 鳥栖市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・統計からみる鳥栖市の現状について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の概要について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・教育・保育等提供区域及び教育・保育事業の事業量の見込等について ・第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況と施策の評価について ・今後のスケジュールについて
令和元年	11月28日(木)	令和元年度2回 鳥栖市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月20日(月)～ 令和2年2月20日(木)		第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリック・コメント実施	
令和2年	3月16日(月)	令和元年度3回 鳥栖市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント意見に対する市の考え方について ・子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・令和2年度子ども・子育て支援事業実施予定について

2. 鳥栖市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を聴くため、鳥栖市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、こども育成課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

3. 鳥栖市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	団体・職名等
教育・保育等の従事者 または 子どもの保護者	会長 菅原 真爾	鳥栖市私立幼稚園連合会
	副会長 宮原 純	鳥栖市校長会
	石山 健司	佐賀県子ども子育て支援会
	上村 典子	鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会
	大石 友和	鳥栖地区小中学校PTA連合会
	寺本 葉子	連合佐賀東部地域協議会
	平井 都	鳥栖市子育て支援総合コーディネーター
	水谷 明日香	鳥栖市保育会
公募により選出	高木 勲	
	塚本 孝子	

4. 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い ＋幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人に加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人に加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い ＋幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人に加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人に加える

第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行／鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

電話 0942-85-3552

